

(仮称)長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 に係る適用について(案)

1 趣旨

平成26年7月15日開催した第2回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会で付議及び決議した「(仮称)長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、本市の事業の実施状況等に照らしたところ、当該基準案を満たしていない施設等があり、平成27年度の施行予定に当たり、当該条例に適合した環境を整えることが急務となりました。

また、国では7月31日に「放課後子ども総合プラン」を策定し、市町村に対する指針が9月末頃を目途に告示されることとなっていることから、その内容を確認する必要があるため、9月市議会への基準条例(案)の上程を見送りました。

今後、当該基準が定める内容の環境を整備するに当たっては、計画的な施設整備を含め、相当の時間が必要となります。したがって、現状の急激な変化の緩和及び施設整備の進捗状況をかんがみ、所要の手続きを行うものです。

2 実施状況等

本市の放課後児童健全育成事業の実施状況から、施行日時点において当該基準案を満たさないおそれのあるものは次のとおりです。

(1) (厚生労働省令第63号第9条関係)設備の基準

基準案 専用区画の面積は、児童1人につき、おおむね1.65㎡以上でなければならない。
施行日時点 基準面積を確保できない施設がある。

(2) (同省令第63号第10条関係)児童の支援の単位(参酌基準)及び職員の配置基準(従うべき基準)

基準案 ・1の支援の単位を構成する児童数は、おおむね40人以下とする。
・児童の集団に対して、職員を2人以上配置し、うち1人は有資格者とする。
施行日時点 ・職員を2人以上配置し、うち1人を有資格者としており、職員の配置基準に適合しているが、支援の単位の児童数が40人を超える施設がある。
・基準案に即し、児童数を是正した場合、職員が2人に満たない施設がある。

3 対応方針案

厚生労働省令第63号第9条関係及び第10条関係に係る当該基準案については、「放課後子ども総合プラン」の行動計画期間を参考に経過措置を設け、当分の間、適用を延長するとともに、同基準案に適合した施設整備その他の環境整備を図るものです。

なお、基準条例(案)は、12月市議会へ上程の予定であります。